

# 文書館ニュース

15 号  
山口県文書館

## 公文書の収集と整理をめぐる

——第六回史料協大会に参加して——

高佐原 茂 郷

(山口県文書館長)

昭和五十五年十一月、東京都公文書館で開催された第六回歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称史料協)に参加したので、大会の報告とともに感想をのべてみたい。

私は初めての参加であるが、回を重ねるたびに参加者がふえ、盛會になっていくと聞く。今大会には約百名が参加した。第一日(十一月二十日)、午前中總會、午後研究会(全体會議)、二日目(二十一日)は二つの分科会にわかれ、研究会が開られた。

總會では五十五年度の事業報告等があり、五十六年度事業計画等について審議し、原案どおり承認した。ついで事務局から、「文書館法の制定について」という日本学術會議の政府に対する勧告について説明があった。さらに日本学術會議の西垣晴次委員から、次のような補足説明があった。今回勧告した文書館法は、公文書を対象として考えた。古文書は私有物が多いため対象から除いた。政府の

公文書の収集と整理をめぐる……………	高佐原 茂 郷……………	1
歴史民俗資料館と古文書収集保存活動…	伊 藤 忠 芳……………	3
長府博物館の歴史と長府毛利家資料…	越 智 令 而……………	5
文書館法制定に向けて……………	山口県地方史学会……………	7

窓口は、一応総理府となっているが、以前文部省に働きかけたいきさつがあるので、文部省に配慮しなければならず、総理府が単独にその事務をすすめることは難しい。そのため進捗も危うい状況である。実現のためには各県各地域から、強力な応援をお願いしたい、と。

研究会(全体會議)では、共通論題として「収集と整理上の諸問題」を取り上げた。東京都公文書館の荻原末子氏が同館における現状と問題点について発表された。東京都では、公文書はすべて文書完結の翌年度末までに整理をし、公文書館に引き継ぐこととしているが、事務上必要な文書は原課に保管される。また出先機関で遠距離に所在するものは、利用に不便であるという理由で、文書を引き継がないところもある。ことに公文書館が総務局に所属していることから、各種委員会の公文書の収集については問題があるということであった。整理については、すべて公文書はマイクロ化し、原文書は廃棄することとなっているが、マイクロフィルムは、再調査に不便であるということから、原課の強い要望があつて、現状では原文書も同時に保管をしているが、書庫のスペースと閲覧の方法を併わせて、最良の方途を見出す必要があるということであった。

質疑では、公文書の分類・配架について、多くの意見が出された。部課別に分類し、年次を加味して配架するものと、年次順に配

架し、その中を部課別に分類するものと大別された。いずれにも一長一短がある。各機関の現状が異なることに由来するのであるが今後の研究課題の一つである。

分科会について。第一分科会では、「編さん事業と公文書の収集整理」について、富山県の現況をモデルに研究協議が行なわれた。第二分科会に出席したが、ここでは「公文書の収集と整理基準」について、京都府立総合資料館の竹林忠男氏が、同館の現況を発表された。(1)収集する公文書は、重点施策に関するもの、例規通達類、復命書、各種委員会の記録、永年保存文書と関連のある文書等である。ただし出先機関の公文書は受入れていない。出先機関については、文書保存についての明文規程がない。(2)整理については、理論化・体系化の必要性を感じる。(3)分類について。書架分類と書誌分類の統一は困難であるので、別でよいのではないか。(4)目録は、事務用目録と閲覧用目録を作っている。閲覧目録には、簿冊目録と件名目録とがある。京都府においても、今後に多くの課題が残っているというのである。

発表につづいて研究協議に入った。活発な意見交換が行なわれたが、各館の設立経緯の複雑さから、統一的な意見、方法を見出すことはできなかった。今後、経験の積みかさねを集約し、よりよい方法を導き出さねばなるまい。

分科会のあと、全体討議の場が設けられたが、時間が少なく、課題の提起に終わった。課題とは、(1)収蔵文書の検索の方法としてのコンピュータ化。(2)保存についてのマイクロ化、である。現況では、いずれも経費・人員の問題など、実施には難関が多い。しかし五十年、百年後、いやそう遠くない時期のことを考えると、やは

り避けて通ることのできない問題である。

午後は東京都公文書館を見学した。所蔵文書には次のようなものがある。(1)東京府文書、慶応四年から昭和十八年までの旧東京府から引継文書、約二万二千四百点。(2)東京市文書、明治二十二年から昭和十八年までの旧東京市からの引継文書、約一万二千冊。(3)東京都文書、昭和十八年都制施行から現在までの長期保存文書、約四万五千冊。(4)庁内刊行物、明治期から現在までのもの、約四万冊。

関東大震災、第二次大戦時の災難をくぐりぬけ、よくぞ保存できたものであると感じた。

近年、歴史資料保存の必要性がだんだん認識されて、県段階にとどまらず、市町村段階でも、文書館の設置を検討されているところがあると聞く。すでに建設を計画されているところが十数箇所ある。山口県文書館にも、今年度三十数件の調査のための来館があった。多くの文書館が設置されることは大変嬉しいことである。これからの文書館は、古文書の収集保存もさることながら、公文書の収集・整理・保存が主体となるであろう。この公文書の収集ということとは、ひとり文書館のみでできることではない。長い間行政畑について文書館に入った者として思うことは、公文書を作成する原課・所の職員が、その保存の必要性を認識し、保存の必要がある公文書は、自らが分類整理し、文書館に引継ぐようになることが、最善の方法と思うのである。もちろんこれらのことを裏付ける「規程」の整備も、当然なされなければならない。言うは易いが実現には相応の努力と時間が必要である。史料協大会のテーマ「収集と整理の諸問題」は、文書館に課せられた最大の課題である。これの早期解決と併せて、「文書館法」の早期制定について、努力しなければなるまい。

## 歴史民俗資料館と

### 古文書収集保存活動

——豊北町歴史民俗資料館の場合——

伊藤 忠 芳

(豊北町教育委員会)

#### 一 豊北町歴史民俗資料館開館までの経緯

数年前のこと、県文化課から、滝部小学校は大正期の洋風建築でしかも地元の阿川大工の労作であるところから、是非残すようにしてはとの示唆があった。当時は老朽校舎のため、転地新築を計画していたので、ここ十年間位修理を行っておらず、最初担当局は難色を示した。豊北町郷土文化研究会では早速、岩国学校・菽学校職員室、県内歴史民俗資料館などの視察を行い、町議会への請願があつて、このことは一挙に好転した。その理由としては、①滝部小学校は文化財として貴重である上に、地元出身の成功者、元クラブ化粧品「太陽堂」の社長であつた中山太一氏兄弟が、私財を投じて建てたので、滝部村に寄附したものであること。②当時経済好況の波に乗って、家屋の解体がしきりに行われ、地域住民の生活のあとを示す、民俗資料の紛失が惜まれていたこと(若干豊北一中のプレハブ倉庫に収集してあつた)。③町史編纂当時(昭和四十八年)に収集した諸家文書や旧村役場行政文書の収蔵は、別途管理が望まれたこと(昭和五十二年には出水のため、役場書庫が水浸しになり、被害を蒙つた)。その後、町教委は県指定有形文化財(建造物)に申請し、昭和五十四年三月三十一日指定された。

一方、昭和五十四年度において、町は総工費三、〇〇〇万円で開催民俗資料館設置事業を起し、調査収集員(十四名)・整理解説員(二名)を置いて、収集保存活動を開始し、改修工事に着手した。改修工事は五十五年度も続けられ、更に一、〇〇〇万円を費し、同年十一月一日開館した。なお、五十六年度において改修費一、四〇〇万円を予定している。

#### 二 歴史民俗資料館の概況

施設の構造は、木造二階建寄棟造で、正面中央突出部は切妻造、洋風建築様式瓦葺、本館一階(ベランダ・玄関ホールとも)六五八、六九㎡、本館二階(ベランダとも)三八二、五六㎡である。部屋取りは管理事務室・書庫・展示室(2)・研修室・収蔵庫(2)・くんじょう室がある。展示内容としては第一展示室(階下)に民家・納屋を復元し、家具・調度品・生産用具・生活用具・町内酒屋の酒器類を展示した。第二展示室(階上)は、最初歴史資料(史)料を全面的に展示する計画であつたが、ケースが揃わず、壁付ケースに郷土出身者の書画・阿川毛利・滝部小学校・阿川大工・滝部八幡宮の各コーナーを設けただけで、あとは生産用具(播種から収穫まで)、漁船・漁具が主になつた。その他、階段壁部や二階踊場・廊下には、絵画・版画・絵図・写真・貨幣・鬼瓦・照明具・竿秤などが展示してある。収蔵品は生活用具二、一三二点、生産用具一、〇二二点、宗教関係一〇二点、歴史資料(史)料一、四六〇点、書籍四〇五点である。なお職員体制は館長・事務局長(ともに兼務)、整理解説員(非常勤)二名である。

#### 三 歴史民俗資料館と古文書収集保存活動

文化庁の「市町村立歴史民俗資料館について」の通達によると、

目的に、「市町村立歴史民俗資料館は、各種開発事業の急速な発展と生活様式の変貌に対処して、山村・漁村・離島・平地農村及び町方など、広くその地域の特色を示す民俗文化財、あるいは地域の歴史の流れを裏づける遺物・文書などの歴史資料の保存・活用を図り郷土の歴史と文化に対する住民の知識と理解を深めることを目的とする」とある。町ではこれをうけて「豊北町歴史民俗資料館条例」を設置し、業務を、①資料の収集、整理及び保存に関すること。②資料に関する研究及び調査に関すること。③資料の展示及び解説に関すること。④資料に関する講演及び研修会に関することとし、資料を「豊北町の特色を示す民俗文化財・豊北町の歴史を裏づける文書・遺物等の歴史資料及び絵画・彫刻・工芸品・書跡その他芸術的価値のあるものをいう」と規定している。現在収蔵文書の主なものは、旧村役場行政文書、二見漁協文書、内田家文書(問屋・廻船)、村井家文書(問屋・廻船)・岡本家文書(農業)・静間家文書(武家)・松岡家文書(雑)・阿部家文書(俳句・商業)・則常家文書(雑)・田耕青年団文書などである(書庫は旧校長室を当てた)。

#### 四 将来の構想

将来の構想としては、①展示内容の充実、②歴史資料(史)料の収集・整理、③広報活動の充実、④古文書・史料の活用、⑤各種研修会の開催、⑥刊行物の発刊、⑦友の会の結成、などがあげられる。①では豊北町主要年表の作成と展示が考えられる。常設展示においては、歴史資料(史)料の展示が不足するので、将来は階上をケースで埋め、古代から近代までの豊北町の歴史の歩みを展示したい。特別展示としては、五十六年度には、豊北町が菊舎尼の出生地であるところから「菊舎展」と、町内に十二の草薙があったので「町内陶

芸展」とを計画している。②では、現在一応民俗資料の収集が終了したので、諸家文書、団体文書、特に自治会(部落)保存文書の収集に着手したい。③歴史資料(史)料の収集では、まだチラシを発行していないので、町広報等に折込むことと、町広報の「歴史民俗資料館だより」に史料の紹介を加えたい。④町村行政文書は現在整理中であるが、更に諸家文書や町史編纂時の第二次史料を整理し、これらが広く町民や研究者に利用出来るようにしたい。⑤では研修室(現在は収蔵庫に代用)を整備し、成人大学講座(郷土史コース)等を導入することによって、歴史講演会、古文書講習会、手づくり教室(陶・工芸)、視聴覚教室などを開催したい。⑥では、五十六年度には収蔵品目録を刊行したい。この外、豊北町の文化財・写真集の発行などが考えられる。将来歴史民俗資料館を中心に、「統豊北町史」の刊行を期待したい。⑦「友の会」の結成については、現在の豊北町郷土文化研究会を発展的に解消し、会員の輪を拡げたい。

各地の歴史民俗資料館に云えることであるが、資料館の活動を展示活動に限定すると、利用者は一度入館すると当分入館しない。そこで会員自らを収集・研究活動に参加させ、共に学習する姿勢が必要であらう。なお云い落したことは、町史編纂当時、自治会(部落)でよく水論・山論・開作その他村落生活に関する文書を発見した。また役場側で処分された戦時中の通達綴などを民家で見つけたことがある、このことは案内等開視されている。兎にも角にも今年は歴史資料(史)料の収集に着手したい。

# 長府博物館の歴史と長府毛利家資料

越智 令 而

(下関市立長府博物館)

## 長府博物館の歴史

長府博物館は、吉田松陰の影響を受け、京都尊攘堂を設立した品川弥二郎の遺志を継いだ旧長府藩士の故桂弥一氏により、財団法人尊攘堂として、昭年八年十月二十日に創設された。

当時としては、全国的にも稀な維新資料の博物館として、豪壮な建物とともに人々の矚目するところであった。

昭和二十年六月、時局切迫のため一時閉館されたが、終戦混乱中の翌二十一年には、早くも郷土文化の発展のため、内容も平和的なものとした「財団法人先賢記念長府博物館」として再度開館、同二十五年六月、更に幅広く郷土の歴史博物館としての活動を行うため「財団法人長府博物館」に改称した。

長府博物館の設立については、種々紆余曲折があり、紙数の関係でそのひとつひとつを述べることは出来ないが、建設実現の功績は、何と云っても桂弥一氏の勇氣と決断、そして実行力によるものである。

更に氏は、人情を重んじる人であり、博物館に附属して「万骨塔」を建設し、国家のために貢献した数多くの無名の人々の芳魂を祀り、その靈を守ろうとしたのである。

昭和二十五年には、「長府博物館友の会」が発足し、物心両面に

わたって博物館を支援した。その業績は、営管として今日まで続いている。

爾後半世紀にわたり、長府博物館は、下関市における唯一の歴史博物館として地方文化発展のため、種々活動を続けてきたのである。下関市は、昭和二十五年以来、博物館に対し助成金を交付し、博物館活動の援助を行ってきたが、近年の社会情勢の変動は目まぐるしく、急激な経済社会の変化に対し、維持管理の対応が困難となったため、市移管による管理を検討するにいたったものである。

長府博物館からの移管依頼について、下関市は昭和四十八年頃から具体的に準備をすすめ、資料整備・用地取得・さらに収蔵庫の建設等、行政面での受入準備を行ってきた。

昭和五十五年三月二十八日をもって財団法人が解散され、同四月一日から「下関市立長府博物館」として発足し、十一月には、市移管記念特別展「日本史にきざまれたふるさと」を開催した。

次に長府博物館の収蔵資料について簡単にふれてみると、設立当初においては、吉田松陰をはじめとする明治維新の志士の資料と、創立者桂弥一氏との関係から、乃木將軍に関係する資料が主であった。その後、博物館活動にとまない多くの人々から、郷土資料のみならず広く資料の寄贈や預託を受け、資料の充実をはかることが出来た。

特に後述する「長府毛利家資料」は、昭和四十三年九月に毛利家より寄託を受けたものであるが、歴史資料として誠に貴重なものであり、昭和五十二年に寄託品の大部分（一二二点）が下関市指定文化財になった。

### 「長府毛利家資料」について

長府毛利家所蔵の「長府毛利家資料」が、長府古江小路の旧お蔵に、昔日のまま厳然と保管されていることが明らかにされたのは、昭和三十七年頃である。毛利家事務囑託の磯谷敬一氏が、当時の長府博物館長であった椿惣一氏に話をされたものである。

当資料は、長府毛利家の家宝であり、学術的にも価値の高い文化財であるが故に、磯谷氏のご配慮を願ひ、長府博物館へ寄託を依頼したものである。幸いにして、磯谷氏と椿館長とは、旧知の間柄であり、また、毛利元海氏は長府博物館の顧問をされていたので、心よく寄託の了承を得られたが、この間の磯谷氏のご尽力、ご努力に対し、深甚なる敬意を捧げるものである。

「長府毛利家資料」は、すでに明治期に東京大学史料編纂所の調査が行われているが、寄託に際しては、新たに磯谷氏によって寄託目録が作成された。博物館では、この目録にもとづき綿密な照合を行ったうえ、受託したものである。

資料は、形状の分類により保管されていたもので、軸物、巻物、折本、綴、紙本、額物、記録書類、色紙、刀剣、勲章、木製品、漆器、陶器、雑その他、に分類され、計一六七件に及んでいる。

特に古文書は巻物仕立で、一巻中に十数点もの合装が多くみられる。そのため一件ごとに照合し、大略を作成したが、今後、更に明細なる目録作成を行わねばならない。

現在、当資料は、長府博物館に保管してあるが、諸々学究の用途に生きた資料として貢献しており、毛利家ゆかりの広島、鳥取、神奈川の各県における、県史編纂にも利用されているところである。

長府博物館では、昭和四十三年に「第一回長府毛利家宝展」(藩祖秀元・元周・元敏三代の資料展)を開催、次いで四十四年に「第二回長府毛利家資料展」(元就の他、歴代藩主の遺墨展)を開催、更に五十三年には、市指定記念特別展を開催し、遠く毛利家四十六代光房以来の書跡を収めた「毛利家手鑑」をはじめ、古文書類の展示を行い、毛利家御歴史と資料の紹介を行った。

なおこの寄託文書の外に、毛利家々史編纂所で書写した郷土研究資料六一一冊が、別途に当館へ寄贈されている。



長 府 博 物 館

# 『文書館法』制定に向けて

——山口県地方史学会の大会決議——

## 山口県地方史学会事務局

昭和五十五年四月、日本学術会議は「公文書の取扱について国  
の基本方針を明らかにし、官公庁資料の系統的な収集・保存・公開  
利用の体制を確立するため文書館法の制定を勧告する」として、い  
わゆる「文書館法」を総会で可決し、政府にこれを勧告した。

山口県地方史学会ではこの日本学術会議の勧告の動きに呼应して  
『文書館法実現のための課題』（広田暢久）と題する論文を会誌四  
三号に掲載し、文書館法の内容、政府の対応、実現への課題等問題  
点を指摘しながら法制定の必要性について会員の認識を高めた。

この広田論文を受けて、本会は、文書利用の立場から、国民共有の  
文化財である行政文書保存の必要性認識の立場から文書館法制定  
の必要性を痛感し、同年十一月九日宇部市における本会秋季大会に  
おいて「文書館法の早期制定について（要望書）」を全会一致で決  
議した。当会は「要望書」を会長三坂圭治の名前で直ちに衆議院議  
長福田一、参議院議長徳永正利宛に送付した。

衆参両院議長 殿

要 望 書

昭和五五年一月九日

山口県地方史学会 会長 三坂圭治

文書館法の早期制定について

要旨

昭和五十五年四月日本学術会議から「文書館法の制定につい

て」の勧告書が政府に提出されておりますが、同法の制定をすみ  
やかにほかられたいこと。

理由

山口県地方史学会は、昭和二十八年発足以来山口県地方の歴史研  
究及び文化振興の拠点として、学術・文化の振興に大きく寄与して  
いる会員八百名余を擁する研究団体であります。

昭和三十年には「山口県史料館の設置について」（要望書）を山  
口県知事に提出しましたが、その結果、昭和三十四年には全国の都  
道府県に先駆けて「山口県文書館」の設立をみるにいたりました。

文書館並びに類縁機関は、その後逐次設立されつつありますが、  
未だ統一的な設置基準もなく、実状は各地方公共団体に委ねられて  
います。

これらの文書館における今後の収集文書の中心となる地方行政文  
書については、各地方公共団体の施設・設備あるいは法的基準、職  
員定数等の問題もあつて、その保存及び整理態勢は未だ十分とはい  
えません。しかも、文書の収集・保存・公開に関する基本法の制定  
もなく、このまま放置すれば散逸・消滅の恐れもあり、利用面など  
各分野にわたって今後重大な支障をもたらしことも考えられます。

つきましては、国民共有の文化財産であり、かつ、学術研究上貴  
重な資料である地方行政文書を、民族的文化遺産として後代に伝え  
るため、また、最近とみに高まりつつある情報公開法実施のため  
にも、一日も早く「文書館法」を制定されますよう強く要望する次第  
であります。

この「要望書」の写文は県選出衆参両院議員、全国知事会々長、  
山口県知事、山口県議会議長、山口県東京事務所長にもそれぞれ送

付し、側面からの後援、推進を依頼した。

また、この大会決議は地元新聞記者の知るところとなり、朝日・毎日・読売・中国の各新聞紙上で紹介され、広く県民の目にとまることとなった。特に中国新聞では十二月十六日付「記者ノート」欄で再度取り上げられ、本会の活動状況等を紹介ののち、最後に「このところ官公庁の資料をオープンにする『情報公開法』の実施が熱心に検討されている。県地方史学会の運動は同法推進の意味からも価値がある。地方行政文書を文化遺産として後世に伝える。先兵の役割は大切だ」として、本会活動を積極的に評価された。大会決議の他の一つは「市町村行政文書の保存について」である。

#### 要望書

昭和五五年一月九日

市町村長 殿

山口県地方史学会 会長 三坂圭治

市町村行政文書の保存について

山口県内の市町村行政文書の保存については、昭和三十年に山口県立図書館長が町村合併に際して保存方を要請され、ついで昭和五十年には山口県地方課長と山口県文書館長が連名で保存方を要望されております。また山口県文書館では昭和四十九年、同五十年の兩年にわたり、県内市町村行政文書の保存実態調査を実施され、その結果、県下に約六万点の明治期から終戦時までの行政文書が保存されていることが確認されております。

これら戦前の行政文書は作成後短くとも三十五年以上を経過しており、歴史資料としての価値も高く、当該市町村にとってはかけがえのない重要な文献であり、貴重な財産であると考えられます。

また、最近では行政文書の保存について、全国的に保存措置を講ずるよう気運が高まっており、各地に文書館が設立されつつあると聞いております。

貴市町村におかれましても、行政文書の重要性を認識され、保存方については万全の体制をおとりくださいますようお願い申し上げます。

これは、従来山口県立図書館、山口県文書館等が市町村の所有する行政文書の保存方を要請してきたものを、今回は民間団体である本会が市町村自治体の首長に直接要請したものである。同年十二月十八日、山口市で開かれた町村長会議の席上、高佐原副会長がこの要望書を配布して、口頭でその保存方を依頼した。

また一方、市町村行政文書の保存については地元の地方史研究団体の協力を得て行うことが必要である、との認識のもとに、前掲「要望書」を県下各地方史研究団体（六〇余団体）の会長宛に送付し、その協力を依頼した。

山口県地方史学会のこの二つの決議が、全国の諸歴史研究団体に波及し、その結果、文書館法<sup>6</sup>が成立し行政文書が保存されるとすれば、これにまさる喜びはないと考える。（文責 小山）

#### 文書館ニュース

昭和五十六年三月二十日発行

山口県文書館

山口市後河原松柄一五〇一一

千七五三

電 山口 〇一一二一六